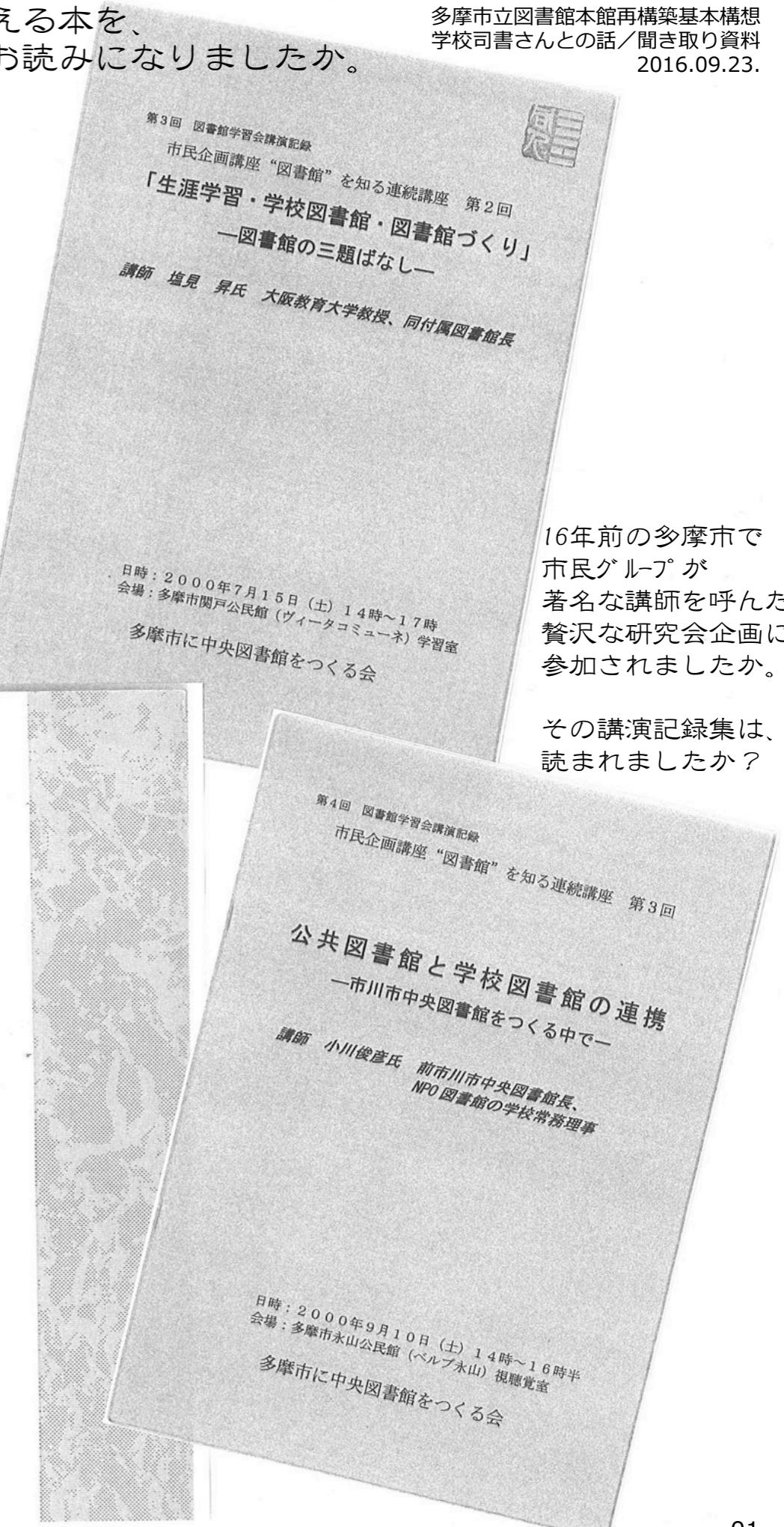
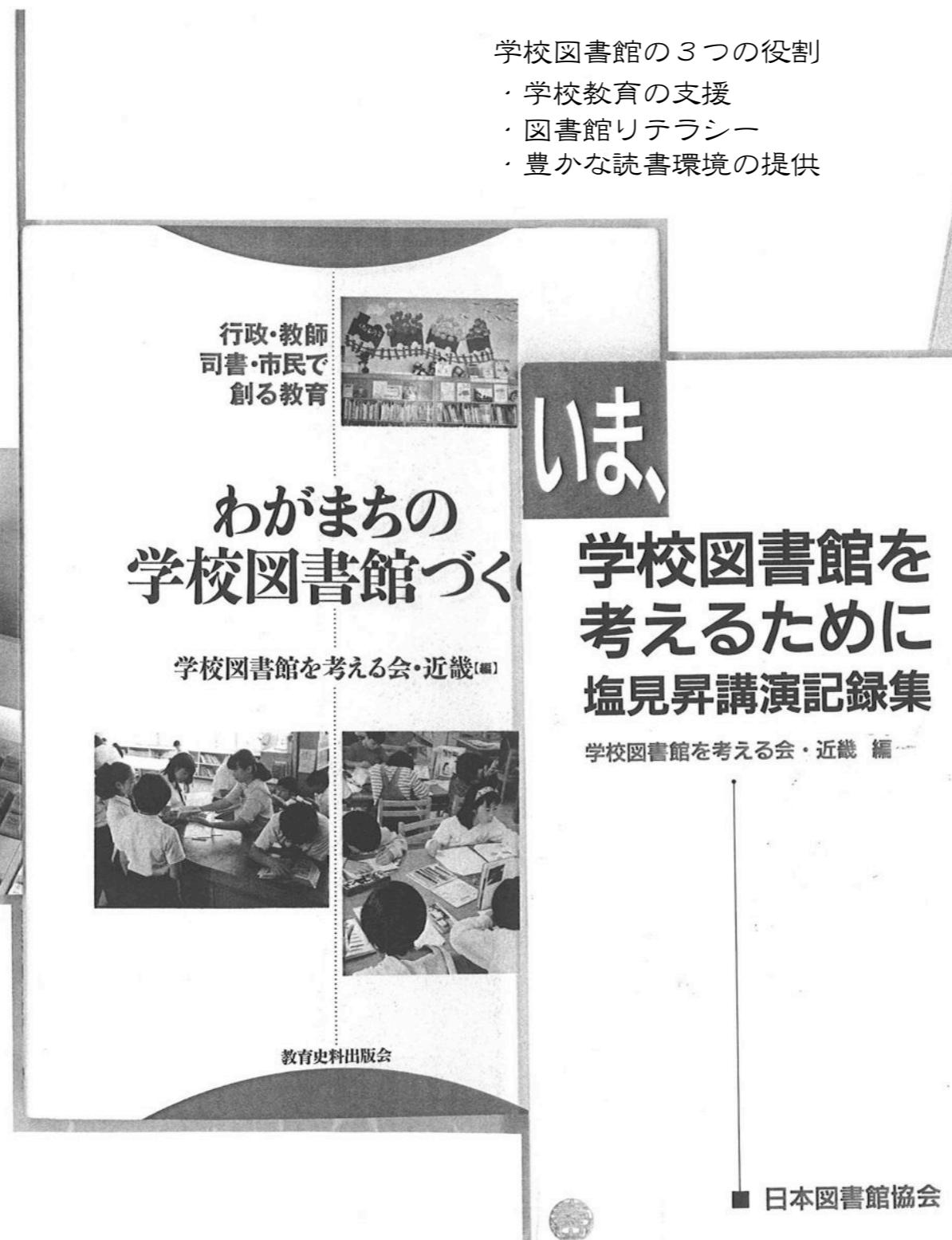
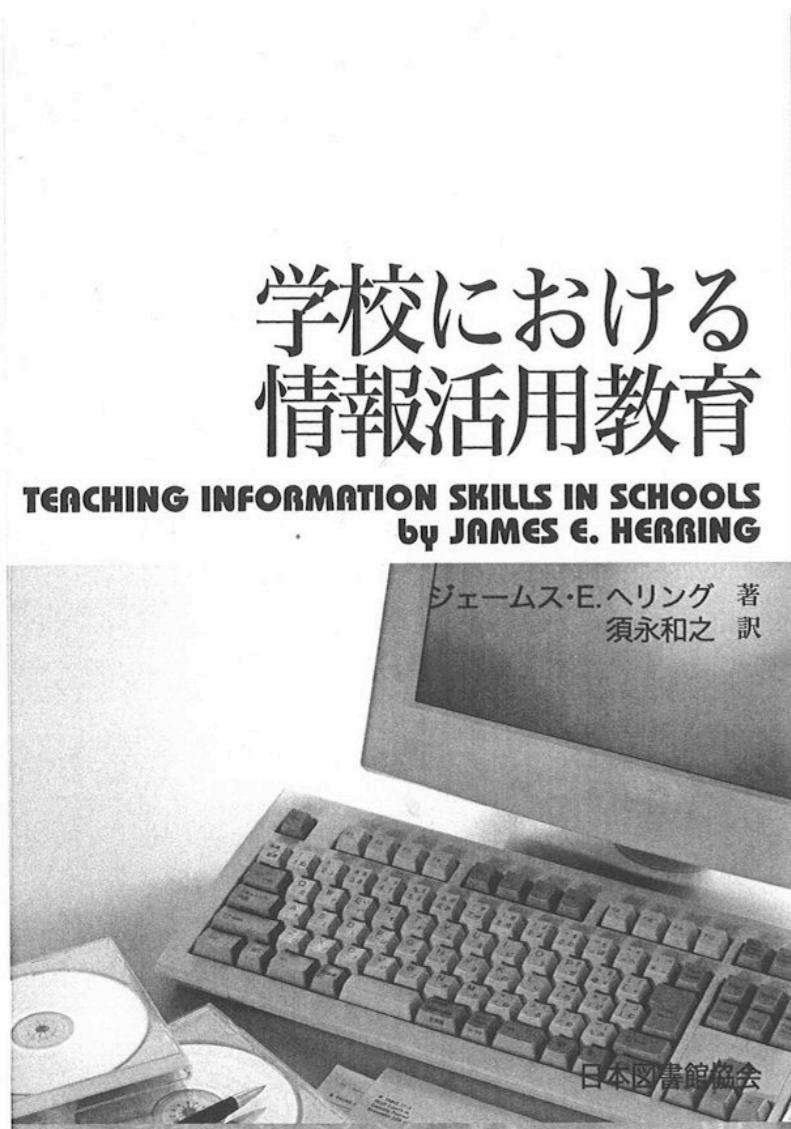


「多摩市の学校図書館のこと、お話を聞かせてください。」①こんな学校図書館を考える本を、もうお読みになりましたか。

多摩市立図書館本館再構築基本構想
学校司書さんとの話／聞き取り資料
2016.09.23.

本日のお話

- ①こんな学校図書館を考える本を、もうお読みになりましたか。・・・・簡略なブックトークです。
- ②多摩市の学校の児童生徒は、豊かに本に出会えていますか。
- ③あたらしい多摩市の中図書館が、生まれようとしています。
- ④公共図書館と学校図書館、ともに「図書館のめざすもの」とは何でしょうか。



16年前の多摩市で
市民グループが
著名な講師を呼んだ
贅沢な研究会企画に、
参加されましたか。

その講演記録集は、
読まれましたか？

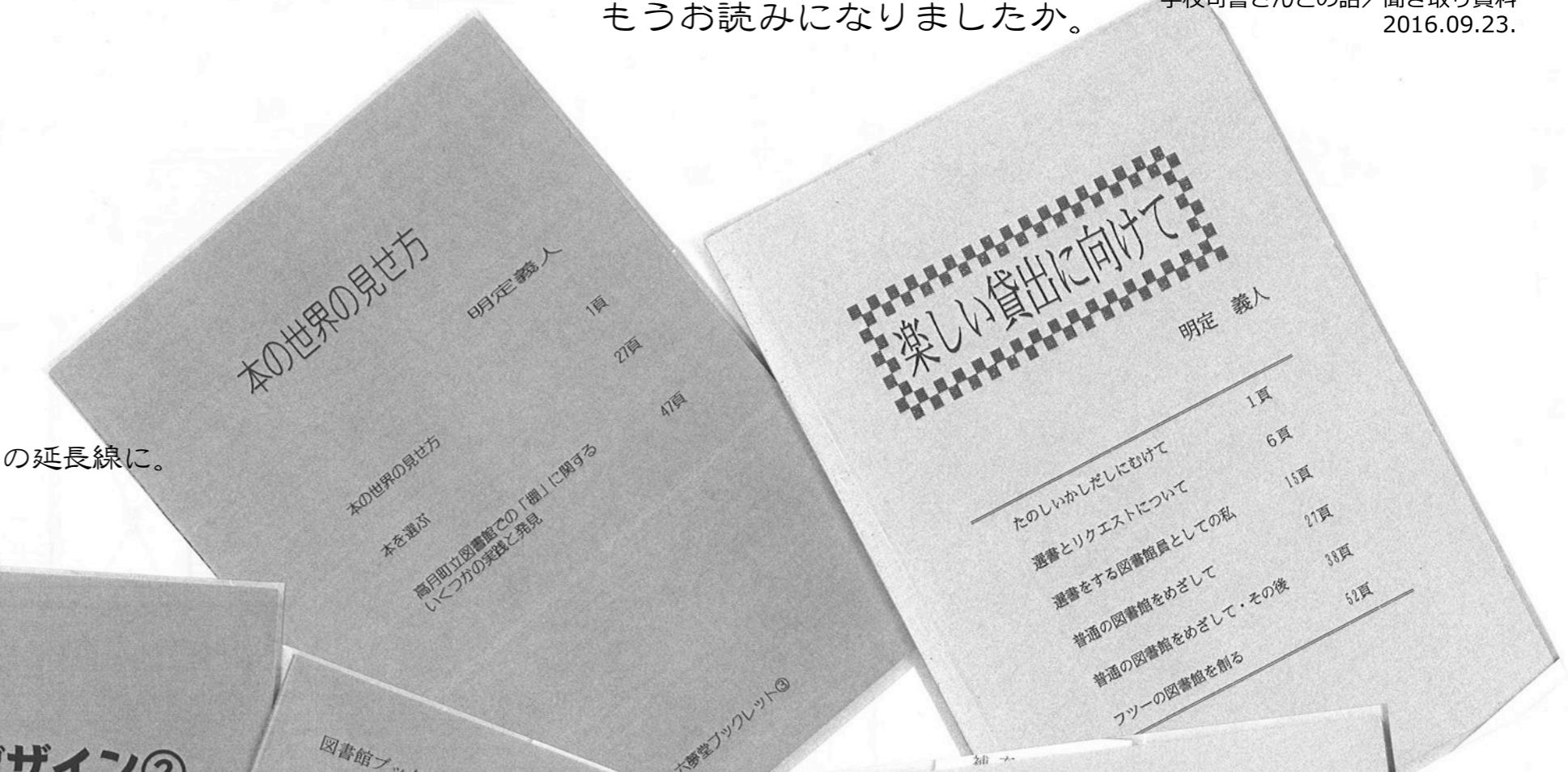
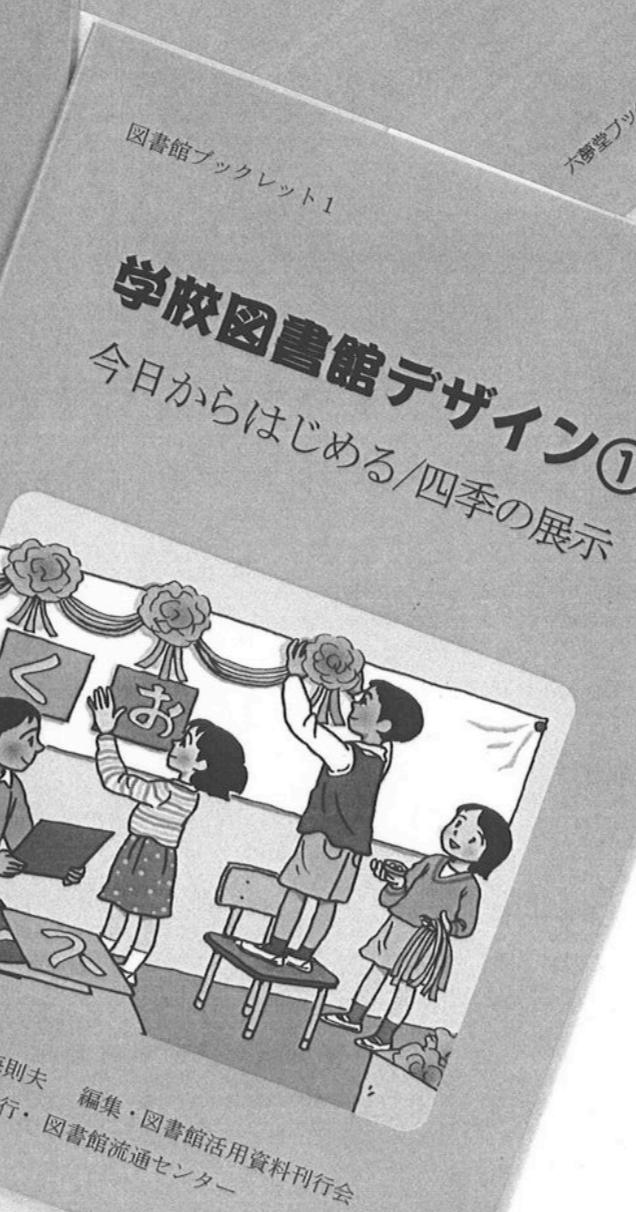
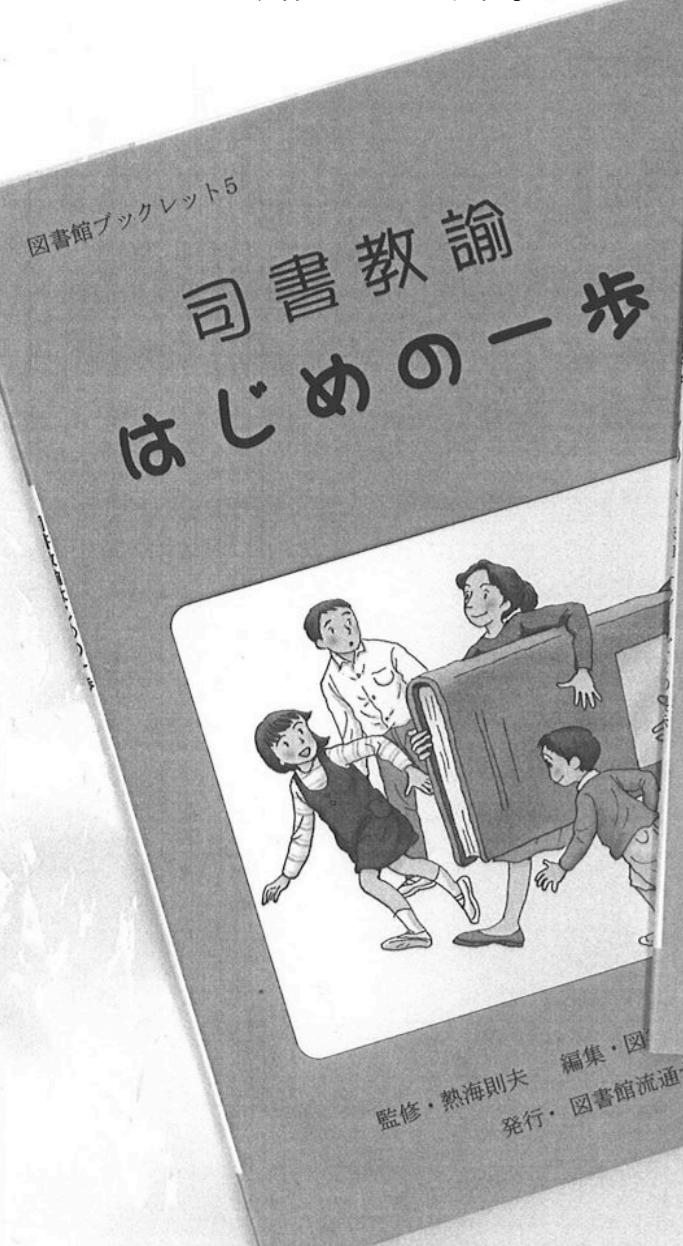
「多摩市の学校図書館のこと、お話を聞かせてください。」①こんな学校図書館を考える本を、
もうお読みになりましたか。

多摩市立図書館本館再構築基本構想
学校司書さんとの話／聞き取り資料
2016.09.23.

岡山市の学校司書たちが先導した
黎明期の学校図書館の試みの歴史をご存じですか。
各地で、奉仕と環境改善の試みがありました。
塩見昇先生の理論書と
各種の研修ブックレットが出版されました。
明定義人さんは滋賀県高月町図書館の館長でした。
学校図書館や教育支援に深く関わり、
科学教育に蓄積があり、六夢堂ブックレットの連載をします。
現在は、日本図書館協会の上級司書の講師です。
これらの、入り口のご本はご存じですか。

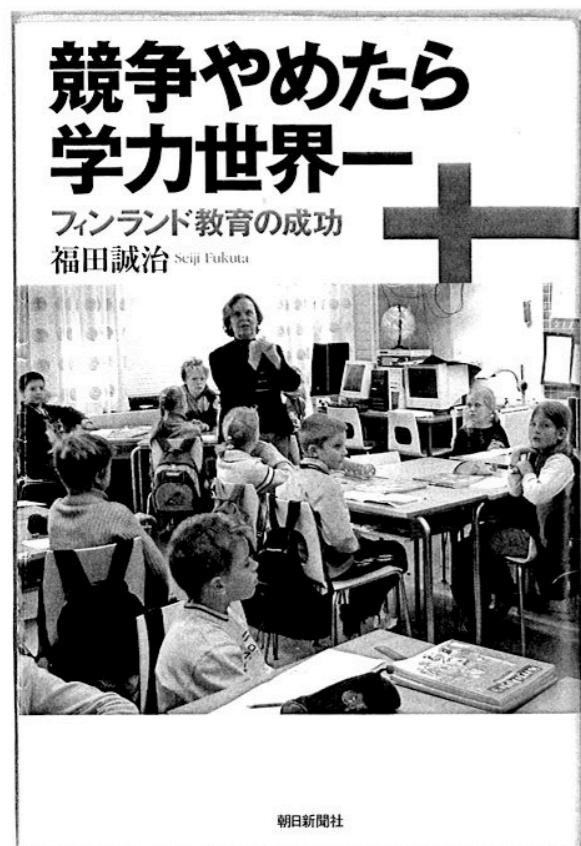
多摩市でも実践されている、林公さんの「朝の読書」もこの延長線上に。

「朝の読書が軌跡を生んだ」高文研（船橋市）
「朝の読書 実践ガイドブック」林公
そして広がりは
朝読から「家読」へ



「多摩市の学校図書館のこと、お話を聞かせてください。」①こんな学校図書館を考える本を、もうお読みになりましたか。

多摩市立図書館本館再構築基本構想
学校司書さんとの話／聞き取り資料
2016.09.23.



○かつて話題になった本でしたが、学校教育のかたちの議論には、影響があったでしょうか。



(上) 新聞社で行われた読み語り。買物の途中にちょっと一緒にいる感じで親子が立ち寄る(2005年3月、渡辺あやさん撮影)

(下) ウサギの格好をして話している。子どもたちを、お話の中にひきこむのもうまい。



（上）新聞社で行われた読み語り。買物の途中にちょっと一緒にいる感じで親子が立ち寄る（2005年3月、渡辺あやさん撮影）
（下）ウサギの格好をして話している。子どもたちを、お話の中にひきこむのもうまい。

（上）新聞社で行われた読み語り。買物の途中にちょっと一緒にいる感じで親子が立ち寄る（2005年3月、渡辺あやさん撮影）
（下）ウサギの格好をして話している。子どもたちを、お話の中にひきこむのもうまい。

（上）新聞社で行われた読み語り。買物の途中にちょっと一緒にいる感じで親子が立ち寄る（2005年3月、渡辺あやさん撮影）
（下）ウサギの格好をして話している。子どもたちを、お話の中にひきこむのもうまい。

「ルク・スオミ」運動

「ルク・スオミ」（Lukku-Suomi：Reading Finland）は、国家教育委員会が二〇〇一年から二〇〇四年にかけて展開した母語教育促進運動である。基礎学校と、高等学校の生徒を対象として、母語の技能と文学の知識向上させる運動であった。

一九九四年のカリキュラム改革時点で母語の授業時間が二五%削減され、しかも本を丸ごと読むのではなく、短い文章、詩、短編、小説の抜粋などを読むことになった。削減された母語の時間は外国語などに振り向かれ、これは市場経済という世の流れであると説明された。⁸⁾ 読解力の低下を危ぶむ声はかなり前から出ていた。フィンランド側の分析では、

「フィンランドの生徒たちは、他の北欧諸国の生徒よりもきわめて多様な資料を読んでいる。新聞、雑誌、コミック、Eメール、インターネットのページを、OECDの平均よりもずっと多く読んでいる。逆にフィクションやノン・フィクションの分野は、OECDの平均よりも少ない」

という。フィンランドは、読解の対象を伝統的な文学からきわめて広い情報媒体へと広げたのである。それがPISAのテストにうまく合致したということになるが、これは一九九四年のカリキュラム改革が時代の先を読んで、さまざまな分野で読解力を高めようとしたことの成果であるともいえる。

「ルク・スオミ」運動を推進したのは、母語教師とクラス担任であった。さらに、学校と図書館を連結し、図書館司書が両方を舞台に指導を展開した。一〇〇以上の自治体が、「ルク・スオミ」に参加した。¹⁰⁾ 国家教育委員会は、「現代社会では、さまざまな種類のテキストを読むことが必要になっています」と「ルク・スオミ」運動の意義を説いている。この立場は、多様な情報形態を意識したPISAの読解力の把握と同じである。ところが、フィンランドの基礎学校の生徒のうち、一八%が読解力不足であり、一九九〇年代を通じて読書の喜びが減少してきたので、この運動を始めたのだと表明されている。

そこで、運動は以下の点を重点的に展開されることになった。

①読書力の弱いと見なされる下位二〇%の生徒の読解力を改善すること、

②男子を引きつける方法を改善すること、

③考え方、評価する技能を改善すること、

④余暇の時間や学校における読み書き能力を改善すること、

⑤学校図書館を発展させること、

⑥学校と公共図書館の協力関係を改善すること、

⑦教師全員で生徒の読解力を発達させること、

⑧教師の持っている文学とフィンランド語の教授法を改善すること、

⑨児童文学を教師に紹介すること、

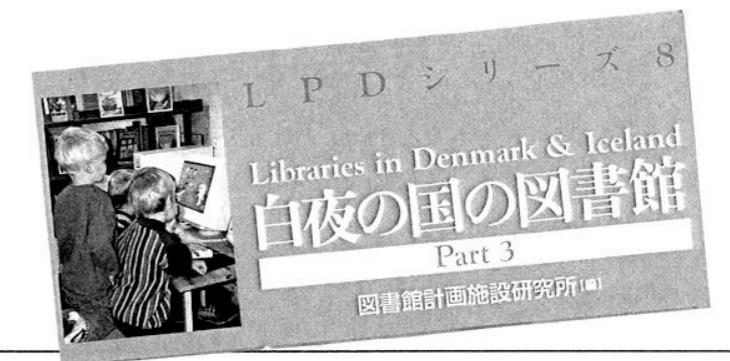
⑩読み書きに関して家庭と協同するように学校を活動させること、

⑪移民を背景とする子どもに、自己の言語とフィンランド語を教える教授法を発展させること、

⑫例えば、エスボーラ市では二〇〇〇年より、学校図書館向けに相談員教師（consulting teacher）を新たに置き、ルク・スオミに関連する計画に関する議論を行なうなど、さまざまな活動を展開している。

フィンランドは、読書に関する責任を家庭だけに押しつけず、社会が支えているのである。日本では他の先進諸国に比べて、家庭に本はあまり多くない。しかも「趣味で」読書することのない子どもが、先進諸国の中でもすば抜け多いのである（表4-11）。

フィンランドと日本では、学力の土台の広がりでこんなに差があるのである。



レイキャヴィク市小中学校図書館及び学校図書館センターに関する条例

第1条

学校図書館は、小中学校に関する法律とそれに基づく条例にしたがって、レイキャヴィク市の同意のもとに運営されなければならない。

第2条

学校図書館の役割は、主として以下のとおりである。

- a) 学校教育に対し、積極的な役割を果たすべきである。
- b) 生徒に本の利用方法やあらゆる視覚資料・情報の使い方を学ばせ、自信の姿勢を身につける。
- c) ためになる良い図書を生徒の余暇のために提供する。

第3条

- a) 学校の教科の内容に合った参考書や技術書が学校図書館に備えられていることが望ましい（できれば同じ本が複数あると良い）。
- b) 百科事典や読書のための小説など、生徒が幅広い知識や情報を余暇に身につけられるようなものが備えられていることが望ましい。
- c) 視覚教材・器材：スライド、レコード、テープレコーダー、ビデオ、コンピュータなど

第4条

学校図書館は、学校の教師や生徒が、学校の開いてる時間帯に自由に利用できるよう設置されているものである。すべての生徒が利用できるよう、部屋の配置、図書の分類法、図書検索カードの使い方も生徒に教えることが必要である。

第5条

学校図書館員は学校長の指示にもとづき、図書館の業務を行うものとする。図書館員に対する待遇および給与については、小中学校に関する法律、条例及び図書館員組合の協定にかんがみて決定される。

第6条

図書館員は、予算割当てに応じて、学校長の同意のもとに、学校図書館センターに新しい本や視覚資料・教科書などを購入することを職務とする。学校図書館の図書の陳列の仕方や新しい本の選び方、図書館員の業務を指導したりする役割もある。

第7条

学校図書館センターは、レイキャヴィク市の学校業務担当部門に属する。このセンターは、第6条で見たおり、書籍や図書資料・器材を図書館員と協議したうえで購入する業務を行っている。購入後に包装を解いて分類し、マークをつけるとともにセンターの業務の一部である。学校図書館センターには「センターライブラリー」がある。学校や学校図書館は、このセンターライブラリーから必要なものを借り出せる。高価な百科事典や書籍・コンピューターディスク・数学器材は、利用頻度が低いことや価格が高いなどの理由で、それぞれの学校が自分で図書館に備えつけることは必ずしも得ないので、必要に応じて「センターライブラリー」から借り出す。

第8条

学校図書館センターの主任は、学校図書館員や学校長の要望に応じて、書籍や視覚資料やその他の図書資料を購入することを職務とする。学校図書館の図書の陳列の仕方や新しい本の選び方、図書館員の業務を指導したりする役割もある。

第9条

学校図書館センターは、レイキャヴィク市内の小中学校図書館に対する指導・協力以外に、管轄外地域の図書館への援助を行うことができる。この場合は特別の契約によって、この種の援助に対する経費が支払われなければならない。

（翻訳 大山沙理）



